

九州朝鮮中高級学校「無償化」裁判の最高裁上告棄却に対する声明文

2021年6月8日
学校法人 福岡朝鮮学園
九州朝鮮中高級学校

2021年5月27日、日本国が朝鮮学校を高校無償化の対象に指定しなかったことは違法として、九州朝鮮中高級学校の生徒68名が国を相手に国家賠償請求を求めた訴訟で、最高裁第1小法廷は学校側の上告を棄却しました。

私たちは、日本国が朝鮮総連との関係を問題視し、朝鮮高級学校を無償化の対象とするための省令を削除した違法性を認識し原告の主張を退けた最高裁の判決に対して、強く抗議します。

裁判では就学支援金の受給権が高校生1人1人に与えられた権利であることを忘れ、「高校無償化」法の趣旨を無視し、国が主張する「不当な支配」論に基づき、高校生や学園の請求を棄却する判決を繰り返す、司法が自らその役割を放棄し、朝鮮学校差別に不当な「お墨付き」を与えたことは、極めて深刻な事態です。

教育の機会均等や民族教育の保障は、憲法をはじめとする国内法規や国際人権法に定められ、政府・地方自治体として実行しなければならない責務です。

国連の人権差別撤廃委員会は、日本政府に対して、朝鮮学校への「高校無償化」制度の適用と、地方自治体の補助金の再開・維持を勧告しています。

私たちは、日本政府が国際社会の勧告に真摯に耳を傾け、朝鮮高校在校生に「高校無償化」を即時適用し、「就学支援金」を支給するよう強く求めるとともに国家や行政府による「ヘイト」をやめさせ、朝鮮学校に通う生徒たちの学ぶ権利を保障する改善措置をとるよう強く求めます。

先日の最高裁上告棄却による判決は、本校の68名の原告にのみ関わるものではありません。

「高校無償化」制度が始まった2010年から現在まで全国の朝鮮高級学校10校に在籍したすべての朝鮮高校在校生に該当するものであり、行政府の主張をそのまま受け入れ、子どもたちの神聖な学ぶ権利を侵害し、司法の歴史に汚点を残した最高裁の不当判決を、私たちは絶対に認めません。

私たちは、全国の朝鮮高校在校生が平等な学習権を享受し、心おきなく学び成長する社会を実現するため、また多民族・多文化を理解し共存共栄する社会を築くために、今後とも民族教育活動に全力を注いでまいります。

これからも全国10校の朝鮮高校在校生と卒業生、また保護者と在日同胞はもとより、弁護団の諸先生の方々、多くの日本の友人の皆さまと世界の支援者とともに、良心と正義が実現するその日まで闘いを力強く継続することを誓います。